

## 学校施設活用型体験プログラム推進にかかる放課後デザイナー業務委託仕様書(案)

### 1. 背景・目的

福岡市は、子どもたちの主体性や創造性、社会性を育み、将来の夢や目標につなげることを目指し、居場所や体験機会等の充実を図ることとしており、令和7年度に小学生を対象に、身近な小学校施設を活用して放課後に体験活動プログラムを提供する「学校施設活用型体験プログラムモデル事業」(以下、「モデル事業」という。)をモデル校3校において実施する。

モデル事業では、子どもや保護者のニーズに沿ったプログラム内容の検証や、学校における放課後他施策等(以下、「他施策」という。)との連携、将来的な実施校拡大を見据えた事業スキームの検討・構築等を行うこととしており、本業務は、その総合的な企画・調整・運営にかかる支援ならびに運営改善支援を行うものである。

### 2. 履行場所

福岡市こども未来局こども政策部事業企画担当 外

### 3. 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

### 4. 業務内容

#### (1) 放課後デザイナー(アドバイザー)業務

「学校施設活用型体験プログラム」の本格実施を見据えたモデル事業の企画・運営等にかかる下記項目について、専門的・技術的見地からの助言・支援を行うとともに、分析・検証および必要な提案を行う。

※対面またはオンラインツールを活用したミーティング参加や同席、チャット・メールツール等による支援を含む

#### ①事業スキームの検討・構築等にかかる全般事項

子どもや保護者のニーズ、学校における円滑な運営のあり方を踏まえ、内容の検証や課題抽出等を行い、令和9年度目途の本格実施を見据えた事業スキームの検討・構築や、他施策連携の在り方や将来的な方向性の検討にあたっての総合的な提案や助言、伴走支援の実施

#### ②関係者(学校施設、運営事業者、プログラム講師等)調整

モデル事業実施にかかる学校施設及び他施策関連の関係者との調整や、運営事業者の選定やプログラム講師の確保を含む現場での実施調整にかかる助言及び伴走支援の実施

#### ③ニーズ調査やワークショップ等の企画・運営

子どもやその保護者を対象としたアンケートやワークショップによるニーズ調査及びモデル校における体験会の企画、運営、検証等にかかる助言及び伴走支援

#### ④その他、事業推進に効果的な助言・支援

その他、モデル事業の目的を達成するために、必要とされる事項

※実践事例やツール提供、実行支援等を含む

### **(2) 運営改善支援業務**

運営事業者、プログラム講師等の事業運営にかかる関係者のモニタリング、課題抽出、改善方法の提案等を行う。

※現地支援に加え、状況によりオンラインツールやチャット・メールツール等による対応も可。

#### ①実施状況の調査による課題抽出と運営改善指導

現地またはオンラインによるモニタリング、ミーティングの実施等による課題抽出及び運営改善にかかる助言・指導等

#### ②プログラム講師への助言及び指導

子ども向けプログラム提供に向けた指導カリキュラム作成等にあたっての事前レクチャーや、モニタリングを通じたプログラムの高質化に資する助言・指導等

#### ③その他、運営改善等に必要な指導・助言

その他、モデル事業の目的を達成するため、運営改善において必要とされる事項

※実践事例やツール提供、実行支援を含む

### **【参考1：役割分担】**

本モデル事業では、福岡市、受託事業者等の役割を下記のとおり想定する。

#### ○福岡市

モデル事業を統括し、候補校や放課後デザイナー、運営事業者の決定および調整、ニーズ調査、ワークショップ、体験会等の企画運営を主催する。

#### ○受託事業者（放課後デザイナー）

放課後デザイナーとしてモデル事業全般にかかるアドバイザーを行うほか、ニーズ調査、ワークショップ、体験会等の支援、運営事業者ならびにプログラム講師のモニタリング、助言・指導等を行う。

#### ○運営事業者

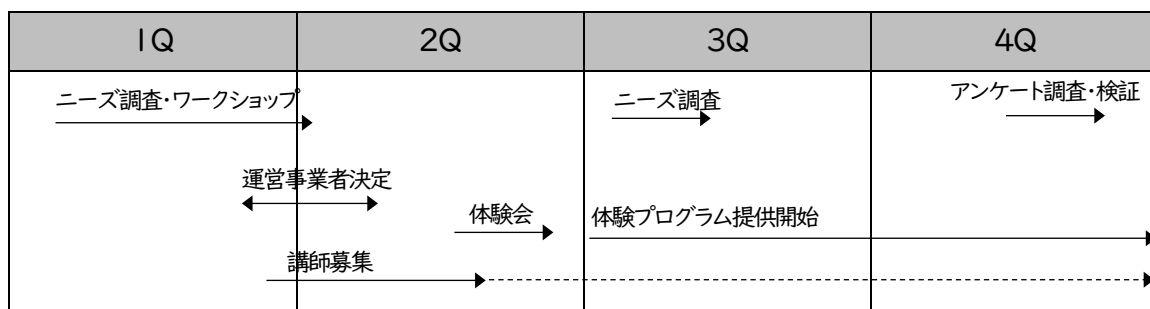
学校施設で体験プログラムを提供するにあたってのプログラムの提供、講師の現場へのコーディネートや現地スタッフの配置などの学校内運営を担う。

#### ○プログラム講師

提供するプログラムに対して必要な知見や資格を持ち、また、子どもを対象とした経験などを持つような人材であり、学校施設で体験プログラム提供を行う。

※募集時の想定であり、福岡市と放課後デザイナーの役割分担等は協議の上決定する。

## 【参考2:スケジュール】



## 5. 成果物

| 成果物       | 数量 | 形式等   |
|-----------|----|-------|
| 実施報告書（原本） | 1部 | 紙     |
| 実施報告書     | 1式 | 電子データ |

## 6. その他

- （1）本事業における成果については、福岡市に帰属する。
- （2）本事業における成果物及び履行過程で得られたデータ等（写真、図表含む）の著作権等は、福岡市に帰属する。
- （3）受託事業者は個人情報を取り扱うこととなった場合、適切に管理すること。その他、個人情報については別紙の「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。
- （4）本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。